

阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るいくらしを築きます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、きまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切に、住みよいまちをつくりまします。

平成 11 年
No. 5 6 7

3/5

〒754-1292 山口県吉敷郡阿知須町
発行：阿知須町役場
TEL: 0836-65-4111

広報あじす…毎月 5 日発行
お知らせ版…毎月20日発行



情報交換しあう阿知須婦人会とてごクラブ

情報交換をして、もっとボランティアを —ボランティア交流集会—

二月二十三日に町公民館大講堂でボランティア交流集会が行われました。この集いは、町内のボランティアグループやボランティアに関心がある人たちが集まり、情報交換をとおしてボランティア意識の向上や連携を深めるために行われたもの。交流集会は今回で三回目ですが、主体のボランティア連絡協議会は、十周年を迎えました。個人やグループがそれぞれ連携をとり、地域が活性化し、豊かな交流ある地域社会をめざしています。

もっとボランティアが盛んになり、みなさんが幸せになりますように…。



ボランティアって何だろう



「ボランティア活動」…。よく耳のすることばですが、あなたはどんな活動を思い浮かべますか？ボランティア活動とは特別な活動なのでしょうか。いいえ、それは自分の周りや地域のいるいるな人が暮らしやすいように、無理なく行うものです。

ボランティア活動ってどんなもの？

最近では、ボランティア活動も多様化し、いろいろな人が、いろいろな場所で、いろいろなアイディアを出しながら活動しています。活動を通して、さまざまな人と知り合い、さまざまな仲間、経験、技術を身につけ、自分を見直し、いつの間にか自分にプラスになっている。それがボランティア活動です。

これだけは気をつけてください

ボランティア活動は全てにおいて、直接または間接的に人が関わってきます。人の心は見えないもの。また、自分の活動も見えないものです。常に周りの人の意見を聞きな

がら、これといいと線引きせずに、どんどん発展させていきたいものです。次の六つに気をつけてください。

- ・相手の気持ち、立場になって活動する
- ・約束、秘密を守る
- ・周りの人の理解と協力を得る
- ・自分の活動を定期的に点検する
- ・できること、できないことを明確に
- ・安全対策は全てに優先させる

どんな活動をすればいいんだろう？

いろいろな活動があります。が、一番いいのは、やはり自分の趣味や特技を活かした活動です。自分も一緒に楽しめる活動なら、ボランティア活

動への一歩を踏み出すことができるのではないだろうか。ここにいくつか紹介してみよう。

●収集ボランティア活動

自宅でできます。収集するものは、使用済みテレフォンカードや使用済み切手、ロータスクーポン、古着、アルミ缶などさまざまです。

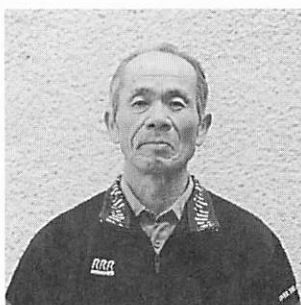
注意することは、収集するものが本当に活用できるものかを確認することです。送り先などを確認しておかないと、いくら集めても活用できません。

●福祉ボランティア活動

高齢者や障害者とともにいます。活動は、食事や洗濯、外出の介助、給食サービスの配達、手話通訳、点訳、施設訪問など。

注意することは、介助や手話、点訳などのように養成講座などを受講して、ある程度

ごみを拾って13年



平岩真治さん（68歳：砂二）

平岩さんは、55歳で内海航路の船員を定年されて以来13年間、毎日のようにまちのごみを拾い続けておられます。

現在、町福祉作業所「希望の館」にボランティアで通っておられ、自宅から役場までの道路と井関川の周辺（慶応橋から御米橋）のごみを拾われます。井関川の水が少ないときは、川の中にも入られます。また、岩倉前に畑をもっておられ、その往復途中でも気がついたときは、ごみを拾われます。移動手段は自転車^{ごまいばし}で、これは、ごみを発見したときにすぐ拾うことができるから…だとか。

しかし、ときには心無い人もいて、平岩さんがごみを拾われるのを見ていながら、わざと(?)ごみを捨てていく人もいますとか…。そんなときでも平岩さんは、その人が去ってから拾われるそうです。

平岩さんは、「(ごみ拾いは) ボランティアとは思っちゃらんで、こりゃあ性分じゃけえ…」と言われますが、まさにこれが『ボランティア活動』ではないでしょうか。

今回平岩さんをご紹介しましたが、町内にはまだたくさんボランティアグループもありますし、平岩さんのように個人でボランティアをされる人も大勢いらっしゃいます。みなさんも自分の周りから何か始めてみてはいかがでしょうか。その一歩があなたを輝かせます。

最後に…

ここにあげた活動のほかにもたくさんさんの活動があり、あなたのアイデア一つでいろいろな活動ができます。ボランティアの語源はラテン語の「自ら行う」という言葉です。自発的に楽しんで、何かやってみましょう。それが「自分の生きざま」になります。

の技術を習得する必要がある活動もあるということです。どんな講座があつてどんなグループがあつてどんな活動をしているのかは、さまざまです。詳しくは町社会福祉協議会にお問い合わせください。

●スポーツ・児童健全育成ボランティア活動

子ども好きなあなたにぴったりのこの活動は、スポーツ少年団や子ども会活動のお手伝い、保育園、幼稚園や施設の子どもたちとの交流などの活動があります。

●文化伝承ボランティア活動

伝統芸能やお祭り、文化継承のボランティア活動です。地域独特の伝統文化を身につけて、伝えていき、紹介していつてはいかがでしょうか。あなたの生まれ育ったふるさとを後世の人に伝えていきましょう。

●自然・環境保護ボランティア活動

緑あふれる大地や川などの自然を守るため、植林活動や地域の清掃活動、リサイクル

活動などがあります。山や川、海が好きなあなたは、そこのごみを拾ったり、地区や子ども会などで行う清掃活動もボランティアです。もちろん、あなたの周りの道端に捨てられたごみを拾うのだって…。リサイクル活動も限りある資源を有効に活用し、自然や環境保護を行うもので、あなたが驚くようなものでリサイクルに活用されています。

●国際協力・交流ボランティア活動

国際協力ボランティア活動

は、国境を越えて同じ地球の一市民として、海外への支援を行います。非政府組織への支援や青年海外協力隊などの支援活動があります。

また、国際交流ボランティア活動は、日本に住んでいる海外の人との交流を通し、日本の文化と海外の文化を知り合うことで、ふれあいを深めています。

●災害救済ボランティア活動

地震や台風などの災害が発生したとき、あなたはどうか

しますか？あなたが災害を受けているかもしれません。災害の種類や規模によつて活動はさまざまですが、主に被災地への生活支援や物資などによる支援活動があげられます。これは、「何かできることはなにか」というところからスタートします。これは災害時だけでなく、困ったときはお互いに助け合うということにもつながります。

●イベント協力ボランティア活動

各地域でいろいろなイベントが行われています。このイベントに企画段階から参加して、多くの人と一緒に作り上げ、喜びや興奮、充実感を味わってみませんか？

3月13日から地域振興券交付

町では、地域振興券の交付を三月十三日(土)からはじめます。これが受けられるのは十五歳以下の児童がいる世帯の世帯主や老齢福祉年金の受給者など約二千三百人。交付額は対象者一人につき千円券二十枚の二万円(十五歳以下の児童は一人につき二万円)。使用期限は、交付開始から六か月後の九月十二日まで。券の交換・譲渡・売買はできません。地域振興券の取扱店として町に登録された町内の店舗、事業所で使えます。

それではこの地域振興券の交付手続きや使用方法などについてご説明しましょう。

世帯主へは

引換券のはがきを郵送

町では、基準日である平成十一年一月一日現在で年齢が十五歳以下の児童が属する世帯の世帯主に、「地域振興券引換申請券」となるはがきを三月十日ごろまでに届くよう郵送します。

引換申請券を受け取られた人は地域振興券の交付を次のとおり行いますので、交付手続きを早めに済ませてください。

■交付期間 三月十三日(土)～

九月十二日(日)までの半年間。ただし平日のみ。午前八時半～午後五時まで。

■交付場所 町役場総務課

■交付手続き 「地域振興券引換申請券」を窓口へ提出

してください。その際①印鑑(認印可)②交付者本人であることを証する書類(運転免許証、保険証、年金証書、通帳など)が必要となります。

また、代理人が引き換えの申請をする場合は、委任状と代理人本人であること、を証する書類(免許証など)が必要となります。

代理人が申請者の家族であっても委任状が必要となりますので、ご注意ください。

3月13・14日に

交付会場を特設

「地域振興券引換申請券」が届いた人を対象にした地域振興券交付のため、三月十三日(土)・十四日(日)の両日、役場玄関ロビーに会場を特設します。

三月十五日以降は土・日・祝日の交付は行いませんので、この機会をぜひご利用ください。

老齢福祉年金の受給者などには民生委員がうかがいます

老齢福祉年金の受給者や六十五歳以上の平成十年度分の町民税が課せられなかった人

などで地域振興券の交付対象に該当する人には、三月九日までに民生委員が訪問して交付申請の手続きを行います。

地域振興券は三月十三日以降、民生委員を通じてお配りします。

地域振興券取扱店で使えます

使えます

本町の地域振興券が使える町内のお店などには「阿知須町地域振興券取扱店」を示すポスターやステッカーが貼ってあります。地域振興券による商品購入などの際、つり銭は支払われません。

地域振興券取り扱いを希望する店舗などでまだ登録申請を行っていない事業者は、追加登録ができます。町企画振興課または商工会で申請してください。

水道料金や商品券などの購入には使えません

地域振興券の交付事業は国

の資金を投入して民間消費の拡大を図ることを目的としているため、①消費に当たらないもの②六か月以内の消費拡大につながらない可能性が高いもの③換金性があり、また広域的に流通しうるものは対象としないこととなっています。

本町でも、次の取引については地域振興券は使用できませんので、ご注意ください。

▽電気料金▽上下水道料金▽NHK受信料▽宝くじ▽出資や債務の支払い▽有価証券の購入▽商品券やプリペイドカードの購入▽切手や官製はがきの購入▽六か月を超える各種定期券や回数券▽税金や公共施設利用料などの国や県、町への支払い▽金やプラチナの購入などに関する特定取引

●問い合わせ

TEL 65-4111

- ・全般的なこと…町総務課
- ・対象者のこと…町住民課
- ・取扱店のこと…町企画振興課

あなたも

あじすのPRに 名刺で 一役！



(A パターン)

山口県
あじす
阿知須町商工会
ウォーターフロント研究会
阿知須 太郎
Ajiisu Taro
〒754-1292
山口県吉敷郡阿知須町飛石
TEL 0836-65-4111/FAX 0836-65-4116



この部分は共通

(B パターン)

山口県
あじす
阿知須未来倶楽部
代表取締役
山 口 きらら
〒754-1292
山口県吉敷郡阿知須町飛石
TEL 0836-65-4111/FAX 0836-65-4116
e-mail: vbn7030@mb.infoweb.or.jp

阿知須町商工会では、山口きらら博(21世紀未来博覧会)のPR事業の一つとして町が作成した名刺の台紙(AとBの2種類があります)を使用して、わが町「あじす」のイメージアップとPRに一役かっただけの人や事業所などを募集しています。

あなたもこの機会に名刺を使って、あじすのPRに一役かってみませんか？



←名刺の裏面

★名刺の代金★

発注者の氏名、住所などを刷り込んで
1セット100枚組 2,000円(消費税込み)

■申し込み・問い合わせ

阿知須町商工会 (TEL65-2129)
(FAX65-2127)

ふるさとの便りはいかがですか？

「広報あじす」を希望者にお届けします

町では、町外にお住まいの親族や転出された人などに、ふるさと阿知須町の便り(広報あじす)を希望者に有料でお届けしています。



- 申し込み 希望される人の住所、氏名をお知らせください。
- 郵送料 年額1,000円(郵便振込でお願いしています)
- 問い合わせ 町企画振興課広報情報係 (TEL65-4111(内)143(有)2144)

青年国際交流事業に参加してみませんか

総務庁では、日本の青年に国際協力の精神を培ってもらうため、諸外国の青年と交流を深める青年国際交流事業を行っています。

なお、個人負担や事前研修などもあります。

●海外派遣…航空機で各国へ派遣。訪問国は、韓国、中国、ジンバブエ、タイ、フィリピン、エクアドル、デンマーク、チリ、ブラジル。実施時期は九月～十月で期間は各国で異なります。

●世界青年の船…南西アジア、アフリカ、中近東、ヨーロッパ、オセアニア、北・中・南米地域の青年約百五十人と船内で共同生活をしながら各国を訪問。実施時期は九月～十月の約五十日間。

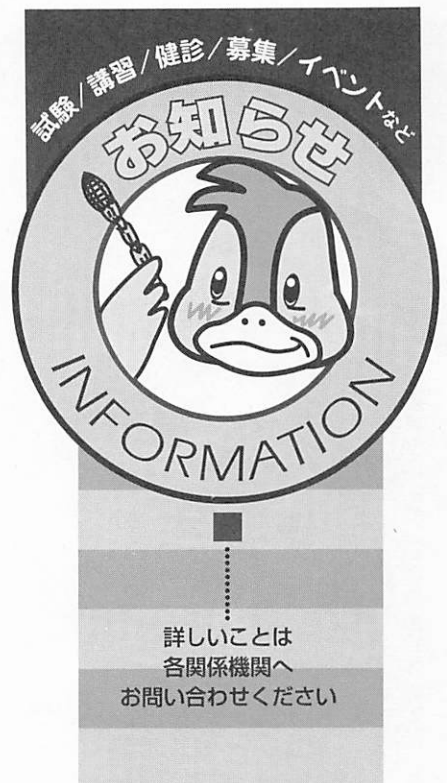
●東南アジア青年の船…東南アジア九か国の青年約三百人と船内で共同生活をしながら各国を訪問。実施時期は十月～十二月の約五十日間。

●応募資格 年齢十八～三十歳(昭和四十三年四月二日～五十六年四月一日に生まれた人)、交流活動を円滑に行える英語力があること、など

■募集締切 三月二十九日(月)

■申し込み 町企画振興課企画係 (TEL 65-4111(内)144(有)2144)

■問い合わせ 県女性青少年課青少年係 (TEL 0839-33-2634)



交通災害共済新年度 会員募集

町では、十一年度の交通災害共済の会員を募集しています。わずかな掛金で最高百万円の見舞金が出ますので、家族そろって加入されることをお勧めします。

■加入資格 本町の住民基本台帳に記載、または、外国人登録をしている人。加入後に県内の町村（新南陽市を含む）に転出される場合、資格は有効です。

■対象になる交通事故災害 国内で汽車、電車、自動車、バイク、自転車（小児用の三輪車・乳母車などの子ども用遊具は除く）荷車、航

空機、船舶などの運転中に事故が起こり、歩行者または乗車（搭乗、乗船）中の人が死亡したり、けがをした場合。

■掛金 一人五百円（一年間）。ただし、平成十一年四月一日の時点で中学生以下と七十歳以上は三百円。

■適用期間 四月一日から翌年三月三十一日まで

■申し込み・問い合わせ 町総務課庶務係（TEL 65-4111（内）105（有）2116）

ポリオ予防接種

町では、生後三か月から七歳六か月未満児を対象に、ポ

リオ生ワクチン投与を行います。

■日程 四月二十一日（水）

■受付時間 午後一時三十分から二時まで

■料金 無料

※なお、接種後は会場で三十分間、健康状態を観察しますので、ご協力をお願いします。

■問い合わせ 町環境保健課（TEL 65-4111（内）151（有）2122）

年金相談所を開設

町では、四月から毎月一回年金相談所を開設します。社会保険事務所の職員が、年金について詳しく教えますのでお気軽にご来場ください。

■日時 毎月第三木曜日、午前十時～正午・午後一時～三時（心配ごと相談と同じ日程です）

■場所 阿知須町社会福祉協議会

■持参品 年金手帳、年金証書（年金を受けている人）

■問い合わせ 町住民課福祉係（TEL 65-4111（内）163（有）2132）

4月は軽自動車税と 固定資産税の納期

平成11年度の町税の納期

平成十一年度の町税の納期は次の表のとおりです。

平成11年度 町税の納付月

税金の種類	納付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税（普通徴収）				●		●		●			●		
固定資産税・都市計画税	●			●						●		●	
軽自動車税	●												
国民健康保険税			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 納付期限は表の●印のついた月の月末（12月は27日）です。ただし、月末が土、日の場合は、翌月の最初の平日になります。

【納付窓口】・阿知須町役場出納室・山口銀行阿知須支店・吉南信用金庫阿知須支店・山口宇部農業協同組合（阿知須支所、野口出張所）

固定資産税の前納は4月19日から

固定資産税（都市計画税含む）の最初の納期は4月です。

全額を四月十九日から三十日までにとめて納付すると、「納期前納付」といって報奨金が受けられます。利率は〇・七五％に相当します。

【前納の方法】

◎現金で納付する人

各地区の納税組合長さんを通じてお届けする「前納用納付書」を持って、直接指定金機関か、町役場出納室窓口で納付してください。

◎口座振替を利用している人 届け出の際に指定した口座から自動的に引き落とされます。

なお、「十一年度から新たに前納を希望」する人や、「今まで前納していたが、期別（四回に分けて）納付」したい人は、「口座振替依頼書」を提出してください。

■問い合わせ

町税務課賦課徴収係（TEL 65-4111（内）121（有）2153）

●同固定資産税係（TEL 65-4111（内）122（有）2153）

まごころタクシー券 新年度の手続きは 3月15日から

町では、身体障害者手帳「二種」か療育手帳「A」をお持ちの人にタクシーの基本料金を補助する「まごころタクシー券」を発行しています。

該当者でこの券を希望される人は三月十五日以降に町住民課福祉係で手続きをしてください。

なお、現在利用されている人も改めて手続きが必要です（現在の券は四月以降使用できません）。

■手続きに必要なもの
該当する手帳、印鑑

■問い合わせ 町住民課福祉係
(TEL 65-4111(内)163(有)2132)

奨学金の貸与・援助

町では、経済的な理由で修学が困難な人に、奨学金の貸与や就学経費の援助をします。

貸します奨学金

■対象者 次のすべてに該当

する人

○学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学またはこれと同程度の専修学校に在学

○保護者または親権者が、本町の住民基本台帳か外国人登録原票に登録され、引き続き二年以上本町に在住

○経済的な理由により就学が困難で他の奨学会（日本育英会、県奨学会など）の学資を受けていない

○向学心に富み性行善良

○連帯保証人がいる

○金額

○高校・高専または同程度の専修学校：月額二万円

○大学または同程度の専修学校：月額三万円

○募集人員 若干名

○申込期間 三月十五日（月）～四月三十日（金）

○償還 卒業後一年間据え置き。以後貸与を受けた期間の二倍の期間以内に月賦で均等償還。無利子。ただし、正当な理由がないのに償還を延滞したときには延滞料を加算。

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

○奨学金の貸与

小・中学生の保護者に、学校教育に必要な経費の一部を補助します。希望される人は、各地区の民生児童委員が町教育委員会総務課へご相談ください。

■対象者 児童扶養手当の受給者、町民税の非課税または減免者、事業税や固定資産税の減免者、そのほか経済的な理由がある人

■対象になる経費 給食費、学用品費など

■申し込み・問い合わせ 町教育委員会総務課（TEL 65-4111(内)212(有)4898）

町指定給水装置工事事業者の指定追加分
(平成11年1月29日現在)

指定業者名 代表者（住所）
有限会社松下工業 松下誠治（源 河）
有限会社エイシン工業 芳谷秀治（宇部市）

70歳になったら老人保健の届け出を

70歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は、老人保健で医療を受けることになります。70歳になったら、町環境保健課の国保の窓口届け出ましょう。該当者には、誕生月の20日を過ぎて通知します。（ただし1日生まれの人は前月に通知します）

お医者さんにかかるときは

窓口で、保険証、健康手帳、医療受給者証の三つを提示してください。次の一部負担金で医療を受けられます。

外来（1日）
平成11年3月31日まで……500円
平成11年4月1日から……530円
(1か月4回：最高2,120円まで払います)

●1つの医療機関ごとに払います。
●同じ医療機関でも、歯科とほかの診療科は別に、また総合病院では診療科ごとに払います。

老人保健の対象は…

6月から対象になります

6月1日生まれ

7月から対象になります

6月10日生まれ

入院することになったら

入院するときの一部負担は、4月1日から次のようになりますので、ご注意ください。

入院することになったら

入院するときの一部負担は、4月1日から次のようになりますので、ご注意ください。

入院（1日につき）

平成11年3月31日まで……1,100円

平成11年4月1日から……1,200円

住民税非課税世帯などで老齢福祉年金を受けている人は、1日500円です。（申請により認定書を交付）

問い合わせ 町環境保健課国民健康保険係（TEL65-4111(内)153(有)2122）

生涯学習だより

— 生涯学習課【町公民館内】 —

☎ 65-2022 (有) 4892



町民講座で阿知須の歴史を学ぶ(2/23)

「生き生き学習塾に参加して」



寺河内亀齢会 片岡 純一さん

今までは「高齢者教室」の名称でしたが、10年度から「生き生き学習塾」に名称が変わり、聞いただけでも若返ったような気持ちです。

私たちは、歳を重ねることは自然体ですが、何時までも心身ともに若くありたいと心の中では願っています。参加してみて、各方面の方々のお話が聴講でき、いろいろな情報が得られ参考になることがたくさんありました。

とかく、職を離れると世間との接触・話題も少なくなります。参加することにより人との交流もでき、楽しい時を過ごすことができました。今までと違った世間が見られるような今日このごろです。

最後に、学習塾担当の方のご配慮ありがとうございました。

第42回町民運動会

阿知須町体育協会では、ことしも恒例の町民運動会を開催します。

みなさまには、体力つくりと地域交流を深める場として、ふるってご参加ください。



日時 4月18日(日) 午前8時30分入場行進開始

会場 阿知須中学校グラウンド

※雨天の場合は中止です

平成11年度「あじす町民講座」

— みなさんの英知と創造力と熱意を！！ —

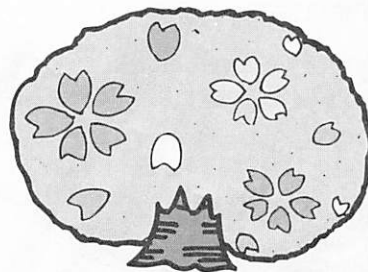
阿知須町教育委員会では、平成11年度開催の「あじす町民講座」(仮称)の企画・運営ボランティアを募集しています。

この「あじす町民講座」は、従来、教育委員会主導で運営していたものを、町民のみなさまに発案していただき、町民のための学習の場を提供しようとするものです。

例えば、日頃の生活の中で「疑問に思ったこと」や「関心を持ったこと」があるのではないのでしょうか。その日常の疑問や関心を自分たちの手で企画・立案して学習していこうというものです。

みなさまのご応募をお待ちしています。

■応募方法……阿知須町教育委員会・生涯学習課(町公民館内)まで
氏名・住所・年齢をお知らせください。



Q. 要介護認定を受けるためにはどうすればよいでしょうか？

A. 町役場介護保険担当の窓口へ申請書とともに被保険者証を添えて申請してください。

介護保険は介護が必要な人にサービスが提供されるものです。そのため、サービスを利用する場合は、介護が必要であるか、また、必要であればどの程度の介護になるのかを判定する「要介護認定」という手続きを経てサービスを受けることになります。

そこで、「要介護認定」を受けるためには、町役場住民課介護保険担当の窓口へ申請書とともに被保険者証を添えて申請します。申請は本人や家族のほか介護サービス提供事業者でも代行ができます。

申請を受けた町では、原則として専門的知識をもつ町職員が申請者の家庭を訪問し、全国同一の調査票に基づいて質問をすることになります。内容は、日常生活動作能力など心身の状態に関することや問題行動に関すること73項目と、特別な医療に関すること12項目の計85項目を聞き取り、また、あらかじめ用意されている回答では表現しきれないことについては、特記事項として記述されることになっています。

その85項目に基づきコンピュータ判定され、一次判定結果として特記事項、かかりつけ医の意見書とともに要介護認定の資料として、介護認定審査会へ提出することとなります。

Q. 家庭環境は要介護認定に加味されますか？

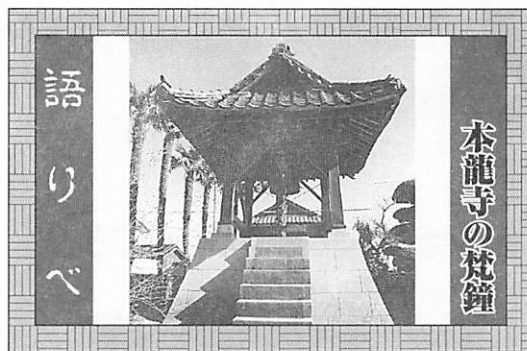
A. 調査はしますが、判定には加味されません。

介護保険制度では、身体上や精神上的の障害があるため、要介護状態や要支援状態になったとき、介護保険でカバーされます。

そのため、家庭環境については、概況調査ということで訪問調査の段階で質問をすることになっていますが、判定には入れないことになっています。

モノに聞く 阿知須の今昔 (8)

ほんりゅうじ ほんしょう
～本龍寺の梵鐘～



阿知須のみなさん3月で一す。春ですよ。日当りのよい土手では、春の花が満開のところもあると聞きましたよ。

春になると私の響きも良くなると、ほめてくださる人がいました。私だって寒い冬は大嫌いですよ。何しろ私のからだは銅でできているので芯から冷えて音まで凍ったようになってしまうのですから。

私は何モノかわかった人も多いようですね。そうです、みなさんが想像されたように、私は梵鐘です。

阿知須の北祝地区のお寺・正式には盛涼山本龍寺の梵鐘です。私の家・鐘楼^{しょうろう}につるされていることから「釣鐘^{つりがね}」と呼ばれることが多いようですね。

私は本龍寺の梵鐘の2代目です。初代は、今から274年前の享保10年に、井関の野口に住む十郎右衛門という人が寄進したと聞いています。

その後126年の嘉永4年夏、付近から出た火災によって鐘楼をはじめ、お寺が全焼するなど、初代は一口には言えないような苦労の連続でしたが、阿知須の人のために澄んだ音色を響かせていたのですが、昭和18年に、さきに紹介されました明栄寺の梵鐘とともに鋳つぶされて、砲弾となってしまいました。最後の最後まで苦労したのですね。

いろいろと変動した阿知須の歴史の生き証人？品として、生き続けて欲しかったと思いますよ。となると、私はこの世になかった？

梵鐘は仏教関係のモノですが、目を変えて見ると日本の芸術・工芸の移り変わりを知る大切なモノだと聞きました。そうか、私も大切なモノなのだと、少々鼻を高くして、毎日の朝夕、阿知須の人々の幸せを願って自慢の音を響かせています。

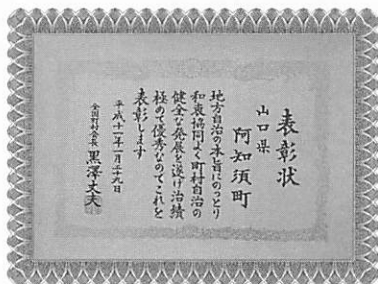
私は昭和28年3月に京都市寺町で生まれたのです。そうです、この3月で私は46歳になります！！

頭に龍を乗せ、周囲に天女を浮き彫りにした、高さ1メートル余の私を見て欲しいですね。

「ふれあい広場」は
みなさんのページ
です。
町政への提言や身
近な話題、絵画、写
真など町企画振興課
(☎65-4111
(有)2144)へお寄
せください。



町が全国優良町村として受賞



行財政運営が総合的に充実し、その実績が他の
範になる優良町村として、わが「阿知須町」が全
国町村会の定期総会で表彰されました。「サンパ
ークあじす」オープン以来、事業所や出生率など
の伸び率が県下一になるなどし、またまちづくり
も積極的に行うなどの業績が認められたもの。こ
れからも優良町村の名に恥じないよう、努力して
いきます。

社協に実習生

2月22日から町社会福祉協議会に実習生が来
ています。名前は森田優妃さん。森田さんは山口
県立大学社会福祉学部の3年生。在宅福祉など地
域住民の福祉ニーズと社協のかかわりを実習して
います。実習期間は3月12日まで。見かけたら
お気軽に声をかけてください。



「将来はやはり福祉関係の職に
就きたい」と森田さん（ホー
ムヘルプサービスのヘルパー
と同行して訪問した田辺光子
さんと）

La Carta de PARAGUAY パラグアイからの手紙

FRUTAS 果物編



見かけはわりと小さな
木でもたくさん実を
つける
ウルシ科なので かぶれる人も。

マンゴーの木はでっかい。
よい木陰になる
この木陰で テレ をするのだ。

その他 オメロ
その他 Pomelo (グレープフルーツ) Naranja (オレンジ) Limon (レモン)
などたくさんあります。うちの下宿先の 庭にも バナナの木、マモンの木
オメロの木、レモンの木... があります。

パラグアイの代表的な(?)
果物 マンゴー

日本にいたときは 食べたこと
なくて、学生の時 就いていた
教授が 温室で 種から育てた
マンゴーの木に 1つ実がなるか
待ち続け、その実を見ずに
卒業してしまいました。

はやく食べたいなー と思いながら
卒業して ちっとくやしかったの
ですが、ここでは、はいて
捨てるほどあります。

MAMÓN
マモンの木



パイヤのこと

くらみしたいな 種は食べ
ない
これは本当においしい



Banana バナナ

バナナの木も 冬は こへ来て
初めて見ました。

バナナの葉っぱは
火を焼く時に
使う。

今、パラグアイは夏に突入し、太陽ギラ
ギラ、暑いってもんじゃありません。でもこの
豊かな太陽エネルギーのおかげで
おいしいフルーツが いっぱい食べられます。

善意はここに

[町社会福祉協議会へ]

——篤志——

- 匿名(砂三) ●石川正夫さん 故石川二郎氏叙勲記念として ●匿名2人 民生委員退任慰労金を
- 匿名(築地) 90歳の誕生日を記念して ●井上恵子さん(旦北) ●匿名(303回)

——香典返し——

- 故妻 藤沢茉莉子さん(藤沢 幹彦さん・寺河内)
- 故父 藤村 忠明さん(藤村 嘉秀さん・縄 北)
- 故母 石川スエノさん(石川 勇さん・焼 野)
- 故母 中村トミコさん(中村 守さん・小 南)
- 故母 真重 保子さん(真重 博さん・縄 北)
- 故叔母 西田キヌ子さん(西田 隆さん・旦 北)

よろこびかなしみ

2月25日受付分まで 届け出順・敬称略

出生(おすこやかに)

氏名	親の名	月・日	住所
松原 舜	法 隆	1・16	岩 前
徳永 明	行 伸	1・17	北 祝
木村 杏	和 夫	1・20	沖の原
岡 凌	祐 次	1・30	旦 西

死亡(ご冥福を祈ります)

氏名	死亡月日	年 齢	住所
村 村	1・24	89	寺河内
村 村	1・25	82	小 南
村 村	1・26	85	岩西前
村 村	1・26	83	引 野
村 村	2・6	90	青 畑
村 村	2・10	102	白松苑
村 村	2・11	87	縄 北
村 村	2・15	85	旦 西
村 村	2・20	77	岩 辻
村 村	2・22	74	浜 表

新幹線厚狭駅開業記念イベント

とき/3月13日(土) 午前10時～
ところ/山陽町JR厚狭駅新幹線口

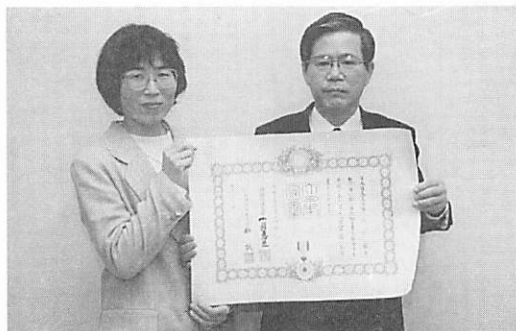
山陽新幹線厚狭駅開業を記念してイベントが行われます。ウルトラクイズや和太鼓競演、大鍋や物産店など催しもの盛りだくさん。ちょっと足をのばして行ってみては、い・か・が。

阿知須町からの出展

- ・ワ! ラージ物産展……山口きらら博のPR
- ・自慢鍋大会……海鮮鍋
- ※周防千鳥太鼓保存会も出演!

故石川二郎氏 六等単光旭日章を叙勲

昨年11月18日に亡くなられた元町議会議員の石川二郎さん(縄南)に、このほど勲六等単光旭日章が贈られました。石川さんは、昭和49年から平成10年の6期24年間町議会議員として、地方自治の発展に貢献されました。その功績に対する死亡叙勲です。



ご遺族の石川正夫さんと
安子さん

訂正とお詫び

町広報2月号に掲載しました「よろこびかなしみ」で出生の『鶴飼聖菜』ちゃんは『鶴飼聖奈』ちゃんの誤り、また「善意はここに」で香典返しの『藤村サカエ』さんは『坂野サカエ』さんの誤りでした。訂正してお詫びします。

あらまあへん

▼全国の市町村は昨年四月一日現在で三千二百三十二。そのうち二千五百六十二の町村で組織しているのが「全国町村会」。その町村会から一月に本町が優良町村として表彰を受けました。二十二年前に一度受賞したことがあります。今回は人口、事業所、商品小売販売額など、著しい伸びがあり、行政運営を含めて数字をもとにしての表彰だけに意義深いものがあります。これも町民各位のお力添えのおかげです。これを機に、真に誇れるまちづくりをめざします。

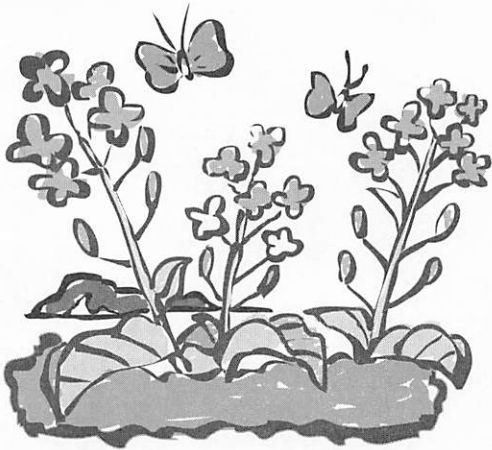
▼町職員が各地区公民館に出かけてお話をする「出前講座」。どうぞご利用ください。福祉、税務、その他役場の仕事に關して地区・団体・グループなどで学習してみたいと思われるとき『注文』くだされば、担当者が出かけてお話をします。公民館活動、グループの勉強会などでも結構です。窓口は生涯学習課です。

町民カレンダー

3

March

●役…町役場 ●公…町公民館 ●体…体育センター ●阿小…阿知須小学校
●阿中…阿知須中学校 ●井小…井関小学校 ●社福セ…社会福祉センター

日	月	火	水	木	金	土
			3	4	5	6
			10	11 阿中卒業式(前9時)食推養成講座(公、前9時30分)町公民館利用団体調整会議(公、後7時)町体育施設利用団体調整会議(公、後7時30分)	12 町民運動会説明会(公、後7時30分)	13 地域振興券交付開始
14	15	16	17 よちよちくらぶ(役、前10時20分)	18 心配ごと相談(社福セ、前10時)ひよこの会(体、前10時)	19 阿小卒業式(前9時20分)井小卒業式(前9時30分)	20
21	22	23	24 おはようソフトボールリーグ戦代表者会議(公、後7時30分)	25 ボランティア活動の日(社福セ、前10時)	26	27
28	29	30 健康相談(役、前10時)	31	4/1	2	3

MEMO

今月の納税
●国民健康保険税



人／の／動／き

住民登録	2月の動き
(平成11年2月28日現在)	(平成11年2月28日現在)
人口……………8,679人	出生…………… 5人
男……………4,065人	死亡…………… 7人
女……………4,614人	転入……………40人
世帯……………2,916	転出……………17人
	前月との差引…+21人

●平成7年国勢調査●
人口／8,300人 世帯／2,585